生活安全局	二二六人	
刑事局	三四一人	組織犯罪対策部の定員を除く。
組織犯罪対策部	三三八人	
交通局	一四三人	
警備局	二八一人	外事情報部の定員を除く。
外事情報部	二二八人	
情報通信局	三二九人	
附属機関		
警察大学校	一七七人	うち、一、三三〇人は、警察官とする。
科学警察研究所	一一二人	
皇宮警察本部	九二六人	うち、八八六人は、皇宮護衛官とする。
計	一、二一五人	うち、七三三人は、警察官とし、八八六人は、皇宮護衛官とする。
地方機関		
管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、一三五人	うち、六八五人は、警察官とする。
合計	七、七二一人	うち、二、〇八八人は、警察官とし、八八六人は、皇宮護衛官とする。

附則第二項の表を次のように改める。

区分		期間	定員	備考
内部部局	長官官房	平成二十五年九月三十日までの間	三九四人	警察庁長官、次長各一人を含む。
				うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
	計	平成二十五年九月三十日までの間	二、二八〇人	うち、一、三四九人は、警察官とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

○公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第一項中「五十三人」を「五十一人」に改める。

第二条の八第一項中「三百二十三人」を「三百十九人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

詔　令

検事総長　長谷川　正
検事　
検事　

法務大臣　谷垣　禎一

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年5月16日

検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「680人」を「685人」に改める。

別表第8の2を次のように改める。

別表第8の2（第16条の2関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	1
横浜地方検察庁	1
さいたま地方検察庁	1
千葉地方検察庁	1
水戸地方検察庁	1
宇都宮地方検察庁	1
前橋地方検察庁	1
静岡地方検察庁	1
長野地方検察庁	1
新潟地方検察庁	1
大阪地方検察庁	1
京都地方検察庁	1
神戸地方検察庁	1
大津地方検察庁	1
名古屋地方検察庁	1
津地方検察庁	1
岐阜地方検察庁	1
広島地方検察庁	1
山口地方検察庁	1
岡山地方検察庁	1
福岡地方検察庁	1
熊本地方検察庁	1
仙台地方検察庁	1
福島地方検察庁	1
札幌地方検察庁	1
高松地方検察庁	1

附　則

この訓令は、平成25年5月16日から施行する。